

## 平成 17 年度第 3 回大磯町教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成 17 年 6 月 22 日 (水)  
開会時間 午前 9 時 30 分  
閉会時間 午前 11 時 08 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階委員会室
3. 出席者 井 上 孝 委員長  
澤 愛 子 委員長職務代理者  
原 田 義 彦 委員  
飯 田 善 雄 委員  
渡 邊 修 司 教育長  
鈴 木 一 男 教育次長  
熊 澤 久 学校教育課長  
瀬 川 健 生涯学習課長兼郷土資料館長  
加 藤 幹 雄 参事兼図書館長  
鈴 木 敦 子 学校教育課副主幹  
福 島 伸 芳 学校教育課副主幹
4. 傍聴者 5 名

### (開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

### (前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

### 議案第 2 号 平成 18 年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針 について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 平成 18 年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について補足説明をさせていただきます。

説明資料 2 ページをご覧ください。大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針を定める理由でございます。大磯町教育委員会では、神奈川県教育委員会ですら定めた教科用図書の採択方針を受けまして、大磯町教

育委員会として教科用図書を採択するにあたりまして、神奈川県教科用図書選定審議会や中地区教科用図書採択協議会における調査研究と協議内容を参考にし、学習指導要領に基づいて、学校・児童・生徒の実態や地域性を考慮して採択するとともに公正確保にも努めるという基準を平成18年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針として定めるものでございます。また、2ページでございますが、教科用図書の採択に関係する法律を載せてございます。以上でございます。

(質疑応答～審議)

澤委員) 中地区で教科用図書採択協議会を設けるシステムは、昨年小学校の採択から始まりましたが、昨年の採択の時と全く同じものを本年も中学校の採択にあたって、再度方針を確認するということですか。

鈴木副主幹) 採択は、毎年度行われますが、採択方針を議題として出させていただくのは、採択替えがあるときです。昨年度は小学校の採択替え、今年度、中学校の採択替えということで、その採択替えがある年度にこのような形で方針を確認させていただくという経緯があります。

教育長) したがって、議案第2号のなかに下の3行が重要でありまして、この採択に関しては、神奈川県教科用図書選定審議会、中地区教科用図書採択協議会における調査研究と協議内容を十分に参考にして、学習指導要領に基づいて、各学校、児童、生徒、地域性を考慮し、そして公正確保に努めて採択するというのをもう一度確認するということが重要であります。

飯田委員) 学習指導要領が改正になる話が出ていますが、そうすると、教科書は要領が改正された時点で、また新しい教科書が出版されたり、その採用について審議等するのですか。

教育長) 教科書は、基本的に学習指導要領に基づいて作られていますから、学習指導要領が変更になれば、当然、教科書の内容についても改訂する必要があります。また、その改訂が追いつかない場合には、新規に作り直すということも考えられます。したがって、新しい学習指導要領に応じた内容が既存のものの改訂で済むか済まないかを出版社側が判断しますので、必ず教科書は学習指導要領に基づいて編集されます。

委員長) 採択方針について、先ほど朗読した各法律の条項に関しましてはよろしいですか。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の4項ですが、採択地区が2以上ある場合には・・・単独で、しかし両町で同じものを決めるという根本的に若干矛盾しているところも含めて採択方針になるかと思えます。

その他ないようですので、18年度の採択方針につきましては、原案どおり承認したいと思います。

委員全員承認する。

## 請願第1号 中学校教科書採択に関する請願

書記が請願を朗読する。

学校教育課長) 6月14日火曜日に請願を受理いたしました。

教科用図書採択方針につきましては、先ほど議案第2号にてご説明をいたしましたとおりでございます。請願の最後に記載してございます1から4につきまして、採択・不採択・趣旨採択などのご審議をお願いいたします。

(質疑応答～審議)

教育長) この請願の1、2は、理由はそれぞれ別ですが、請願の意図は扶桑社発行の教科用図書の採択を行わないということが、共通ですので、1、2は同じような形で審議してもいいと思います。

委員長) 1、2は、ある教科書の採択を行わないという内容ですので、同じ時に審議したほうがいいということですが、いかがですか。

委員全員異議なし。

委員長) それでは、1、2は特定の教科書を採択しないという請願ですが、いかがでしょうか。

澤委員) 先ほどの議案第2号の採択方針に照らし合わせたら、特定の教科書を採択しないという請願は、受け入れられないと思います。

教育長) 私もそう思います。教育委員会が調査員の調査研究に基づく協議会を開き、そして2町の連絡会を開いて、採択は大磯と二宮は同一ですから連絡し合ってから、最終的に各教育委員会が決定することになっていきますので、現時点で採用する、しないということは今までの採択方針そのものを否定することになりますので、これを採択することは、私はできないと思います。

原田委員) 現在、調査をしている段階でその調査を否定するようなことになりかねないと思いますし、実際に現時点で不採択ということで、公正性に大いに欠けてくるのではないかと思います。

飯田委員) 私も同じ意見でございますし、基本方針がありますし、それに則って審議していくわけでございます。あらかじめこの教科書について、不採択ということはできないと思います。

委員長) それぞれ理由が述べられました。基本的には私も同様です。そうしますと委員全員の見解が一致しておりますので、請願第1号の1と2については、不採択といたします。

委員全員承認する。

委員長) 続きまして、3項目の事項ですが、これについてご意見を伺いたいと思います。

- 教育長) 協議会のメンバーの中には、学校の方々もいて、その場で協議をしていたかどうかは、システムとして昨年も行っていますし、また今年も行う予定です。この請願の第3番目は、教職員の意向、その教職員が考えている事柄、決定事項というか、それを十分受け入れて採択を行うことを求めています。しかし、あくまでも採択するのは教育委員会でありまして、協議会が採択するものではありません。私は、この3番目も基本的には不採択です。もちろん、使うのは教員ですから教員が協議会に参加して、協議に参加するのは、一向に差し支えないと思います。採択するのは、あくまでも我々であって、意向を聞いたからそれで採択するというにはなりません。やはり教育委員会としての判断があつてしかるべきと考えられますので、3番目も不採択と思います。
- 澤委員) 教職員の意見も十分に聞かないといけません、ここに書いてある文面をよく見ますと、教職員の意向を十分に受け入れてということをやたらとこだわりますと、解釈で問題がありますので、このままで採択ということは、賛成できないと思います。
- 委員長) 採択方針の最後のほうで、「中地区教科用図書採択協議会における調査研究と協議内容を十分に参考にし」とありますので、この採択方針に則れば不採択とせざるを得ません。
- その他、どうでしょうか。
- 飯田委員) 教科書を使って直接現場で指導している先生方の意見を尊重したいと思えますし、書いてあるからということではなく、これは原則ですからここに書いてあるからということではないと思います。
- 委員長) ここでの意見の尊重というのは、調査の内容を尊重することによって、意向を受け入れてということになるとまずいと思います。
- 原田委員) 十分に受け入れてという文言の使い方、やはりこのまま使うのは、抵抗感があります。このまま受け入れるというような言い方に聞こえます。
- 委員長) それでは、全員の見解が一致したようですので、3番目の請願に関しましても不採択といたします。

委員全員承認する。

- 委員長) それでは、最後の4番目については、いかがでしょうか。
- 教育長) 4番目については、受け入れることができるかも知れませんが、請願の1から3までの流れのなかで読んでいきますと、「過去の歴史事実を正しく記述し」というような表現があり、つまり正しくというのは、当然正しくない、誤った記述があるわけですから、この流れから見ると特定のある立場を明確にしている。したがって、この4番目も文面そのもの自身は、何も問題はないかも知れませんが、前後関係の中からやはり「正しく記述した教科書を採択する」という表現のなかに一定の意図が見られるということで、4番目についても私は不採択が懸命だと思います。あくまでも正しいか正しくないかを含めまして、協議しながら最終的に教育委員会が決定するというのが本来のあり方だと思います。

澤委員) 最近は、新聞等で教科書の選定のことについて議論されています。見てみますと、歴史の扱いは非常に難しい。歴史は、事実の積み重ねですが、歴史の事実と歴史の認識とは、分けて考える必要があります。歴史の事実は変わりませんが、認識はその時代によって変わってきています。これが分かりやすい見方だと思います。ここにある正しく記述というのは、認識がここに入ってくると思いますが、ある特定の認識だけであるというようにも取れます。1から4までの項目になっていますが、全部で1つの流れのものと考えれば、4番目も不採択にして問題ないと思います。あくまでも自分たちの方針でやっていくものです。

教育長) 澤委員の言ったことが読み取れます。先ほどの方針に公正確保とありますので、こういうバイアスの掛かった形での内容が読み取れる請願に関しては問題があります。我々が判断することであり、これを採択することは、公正確保の観点から問題が発生します。

委員長) 扶桑社の教科書が出ていますが、歴史教科書とはどこにも書いてありません。公民と両方あるわけで、社会科、歴史というふうに解釈していますが、請願している方もそうでしょうね。そうであれば、社会科学における正しいか正しくないかは、たいへん難しい問題でして、自然科学と同じようにはいかない。1から4までほぼ同じ視点に立って考えれば、我々がこういうものをもとに、採択するということはできないと思います。私も4番目も不採択でいいと思います。

委員全員異議なし。

委員長) それでは、その他特にご意見がありませんので4番目に関しましても請願は不採択ということにいたします。

委員全員承認する。

委員長) 以上、1番目から4番目までについては、それぞれ不採択といたします。

## 報告事項第1号 平成17年大磯町議会6月定例会について

教育長) 一般質問が6月議会でありましたので、私のほうから、それから次長から答えた部分がありましたので、それぞれ報告させていただきます。まず、お手元の6月議会の一般質問のところでは2番目の百瀬議員から生涯スポーツの振興に関する事、学校障害事故の現状と対策について質問がありました。まず、1点目の生涯スポーツの振興につきましてですが、情報相談機能の充実という点に関して質問がありましたので、教育委員会といたしましては、レクリエーションなどができる場所の提供とか実施されているスポーツやイベントの紹介や団体への連絡方法とか、あるいは体育指導委員が主体となって進めるスポーツの推進事業の実施など様々な形での

情報提供させていただいているということを説明させていただきました。特に情報相談機能という点に関しては、10月2日に予定しております「おおいそチャレンジフェスティバル2005」を運動公園で行う予定ですが、様々な既存のスポーツからニュースポーツと言われているもの、それからレクリエーション、健康診断あるいは体力調査を含めまして様々な形で町民の方々がスポーツに参加していただける、また、その場で質問を受けるということを1日だけですが、計画していると説明させていただきました。2番目の運動公園の利用促進と周知、交通機関の確保につきましては、現在、都市整備が担当していますので、やはり運動公園の利用促進に関しては、できるだけ大磯町民に周知徹底する方法として広報とか団体へのPR、あるいはインターネットとかあらゆる機会を通じて、運動公園の周知徹底、より使用促進を進めていきたいと答えました。3問目に総合型スポーツクラブについての質問がありました。これは、新たに作られた1つの構想でありまして、国、県がこういう形のスポーツクラブを作っていこうと打ち出したものです。あまり知られていませんが、答弁のなかでも総合型スポーツクラブのおおよその内容を最初に説明させていただきました。豊かなスポーツタイプの総合的なクラブであり、地域のコミュニティの核としてのクラブであること、それから総合型地域スポーツクラブには、スポーツ文化を醸成したり、青少年の育成であるとか、地域の教育力の回復というメリットがあると説明させていただきました。しかしながら、一方で難しい問題があるということも説明しました。しっかりした考え方をを持ったリーダーがいなくてはならないとか、自主財源が中心となりますので、その財源の確保とか、デメリットの部分もありますが、総合型地域スポーツクラブについては、大磯町にとってもそれなりに将来的なスポーツのあり方として、前向きに検討していきたいと、特におおいそチャレンジフェスティバルを念頭に置きながら検討していきたいとお答えいたしました。

2点目の学校障害事故の現状と対策という点に関して質問がありました。この質問に関しては、具体的な数値を説明しまして基本的には、学校障害事故が増加傾向にあるということを確認させていただきました。2問目のどのような発生原因かについては休憩時間中に遊んでいたり、体育の時間とか、部活動で運動するなかで負傷するケースが多いこともお答えさせていただきました。救急車の出動依頼数につきましては、数年に1、2件とそれほど数が多くないということです。出動基準につきましては、中郡の養護教諭部会が基準を設けていまして、意識喪失の持続するもの、ショック症状の持続するもの、痙攣の持続するものなどの基準に基づき学校が臨機応変に判断して、救急車を呼ぶことを決めているということも説明させていただきました。3問目の障害事故に対する安全教育と対策に関しては、安全教育、すなわち子供が生命尊重を基盤にして、安全に行動できる安全教育の観点と子供たちを取り巻く環境を安全に整えるということの安全管理の2点に関して努力しているとお話いたしました。実際に小・中学校では、体育、保健あるいは特別活動等において、生徒に対していろいろな

指導を行っていること、それから教員研修としては、救急講習会等を実施して先生方がいざというときの対応ができるようなシステムを計画的に進行させることを説明いたしました。4問目に関しては、KYT、危険予知トレーニングの導入に関してですが、大磯町でもぜひ作り小・中学校に投げかけをしていきたいとお答えいたしました。5問目の事故報告書の作成と基準についてですが、小・中学校の管理運営規則のなかに学校長は職員又は児童、生徒に関し、重要と認められる事故が発生した場合には、直ちに事故報告するようにとの決まりがありますので、必ず報告することになっています。それから重要でない場合もありますが、この場合には、園長・校長会、教頭会など様々なところで情報交換しながら小さな事故に関しても報告をしていただいていると説明させていただきました。

次に山口議員の質問ですが、最初に私に対しての質問はありませんでしたが、2問目の質問のなかで教育委員会に対し質問がありましたので、教育次長がお答えいたしましたので私のあとに説明させていただきます。吉川議員の質問の2番目、大磯の教育を推進する町民会議の会計処理について再度問うという質問ですが、この質問に関しては、時間切れでお答えすることができませんでしたので、説明はしておりません。

渡辺議員の1点目、子どもへの読書の薦め町の取組みを問う、1から5までの質問がございました。この質問に関しましては、具体的に図書館の整備、小・中学校の図書購入と、具体的に図書購入は、大磯小学校では347,000円、国府小学校では341,000円と具体的な数字を挙げましたが、基本的には文科省が定めております学校図書館図書基準というものがありますが、それに比べてまだ十分とはいえないというお答えをさせていただきました。運営面に関しては、図書整理員を小・中学校に配置し、図書館の読書指導を行っていること、司書教諭につきましても大磯にも司書教諭の資格を持っている方がいますので、連携しながら教員と図書整理員が連携して図書業務にあたっているとお答えいたしました。それから2問目の幼稚園、保育園、学校における読書習慣の確立と地域施設の連携に関しては、小学校では2校が週に1回、中学校では1校が毎朝、学校全体では読書活動に取り組んでいる実態、幼稚園では帰宅前の時間に読み聞かせをしていること、それから地域や学校との連携という点に関しては、小学校4年生の図書館への招待であるとか幼稚園と保育園の年長児が図書館見学をするとか、あるいは学校や園に団体として本の貸し出しをする団体貸出制度というものなどを説明いたしました。3問目の地域において図書館の果たす役割、おはなしボランティアの活動支援と協働という点に関して、現在、おはなしボランティアの方々には、毎週土曜日におはなしと紙芝居とか、毎月1回の木曜日に本館と分館で実施している3才までのおはなし会など様々な形でご協力いただいておりますので、今後ともボランティアの方々には、一緒にやっていきたいと思っています。再質問、再々質問でも図書館ボランティアとの話し合いを委員から要請されたので、7月上旬にセッティングして図書館の活動におけるボランティアの方々のご協力と今後の文化発信、教育機能の充実という点で協力してい

ただきたいと思っております。4問目の手助けを必要とする子どもへの支援ですが、図書館には、「大磯町立図書館資料高齢者宅配サービス事業実施要綱」がありますが、現在、それを利用されている、また対象になっているお子さんはいないとお答えいたしました。5問目のブックスタートの件ですが、現在、町では2歳児歯科相談時に司書が実際に行き、お母さん方と本を親しむ機会を作るというブックスタートに近い事業を行っていますが、今後もブックスタートについては、読書推進という点に関して進めていきたいとお答えいたしました。

教育次長) 山口議員から4番目といたしまして、香り高い文化をはぐくむ町についてという質問を受けました。最初に町長から現在、町でやっております学習講座の内容を羅列いたしまして、(1)、(2)につきまして答弁をいたしました。今、時代にあったような講座を教育委員会でも考えていったほうがいいのではないかとこの質問でありまして、当然のごとく、私どもは必ず講座のあとにアンケートを取っていますが、ご指摘のとおり講座関係は、そうした観点に立っての開催が必要不可欠であるという認識に立って、今後ともそれらをねらいながら開催に努力したい旨の答弁をいたしました。また、一方では文化事業等を有料で実施すべきとの質問もございまして、これに関しては、たとえば郷土資料館でも企画展、特別展等有料であった場合もありますし、またコンサート事業も有料で実施したこともございました。当然、有料、無料の判断は開催する事業の規模とか内容によっても異なってまいりますので、それらを踏まえまして行革のなかでも公共施設自体の使用料についてのあり方が検討されています。そのなかに組み入れたなかで、検討していきたいという答弁をさせていただきました。

教育長) 吉川議員の1問目の答弁の補足をします。1問目の質問のときに町民会議に関する補助金の返還は、すでに済んでいると話をさせていただいて、再質問、再々質問は時間がなくなりましたのでございます。

(質疑応答)

飯田委員) 町民会議の会計処理の質問は、具体的にわからないのですか。

教育長) 本来なら再質問、再々質問がありますが、時間がなくなったものですから吉川議員がどのような意図で何をお聞きになりたいかについては、わかりませんでした。

飯田委員) 会計処理は、きちんと処理して報告しているのですから質問することではないと思います。それから百瀬議員の質問の運動公園について、教育長の答弁で私はいいと思いますが、さらに一歩進んで多くの費用を投じて造った公園ですので、運動会とか体育祭、競技大会などに使うようにPRしていただければと思います。

教育長) 努力したいと思います。一度、校長には言ったことがあります、それぞれの小学校、中学校でやりたいという現場の強い希望でした。

飯田委員) 総合的学習もあるので、利用、活用するようにしていただきたいと思います。

委員長) KYT、危険予知トレーニングというのは、どういうものですか。



教育長) イラストで廊下を走っている子どもの様子、あるいは危険な可能性のある遊びしている子どもの絵を見せて子供たちにイメージさせ、その次にどのようなことが起きてしまうということを考えさせます。そうすることで危険予知を考えさせることをKYTといいます。元々は、民間の工事現場から始まったものでありまして、工事現場で単に事故を減らすという標語だけでなく、実際に作業に従事する従業員が予測するという形で事故をなくすという試みから始まったものです。百瀬議員から言われまして、我々もぜひ作っていきたいと思いますので、来年4月には、数枚だけでも作って学校に配布しながら現場で使ってもらおうと計画をしています。

委員長) 危険予知トレーニングは、頭で覚えさせるのと同時に身体も使うようなことをすべきだと思いますので、体育あるいは子どもの活動のなかで、そういうことを意識したものを積極的に入れたほうが危険余地のトレーニングになると思います。

飯田委員) 一生懸命やっていて、けがをするとけがに対して保護者がその責任を迫る傾向があります。先生がいい計画を持ってやろうと思ってもそういうことがマイナスになってきます。保護者、先生と子供も信頼関係が必要だと思います。

委員長) 責任をどういうふうにかかるといって、教育委員会の方針としてやっていただきたいと言えれば、学校はそれを受けてやりますから最終的には、その責任を金銭的に補償するなどになってくると思います。学校でやることでそのくらいの危険は、承知してやっていたと言っていて、それが「けしからん」ということになれば、それは最終的に法的に対応しなければいけない。何もしなければ何も起こりません。そうすると何もしなくなる。廊下を歩いていてぶつかることもあります。それは、学校の責任と言われれば、管理責任ではありますが、それを忌避していたら結局、危険を回避できない体の弱い子どもになります。グローバル化の世界で体力のない子どもになってしまいます。

澤委員) 大磯中学校の運動会を見ましたが、生徒が好きなプログラムを作っているようであるようになっていますが、やはり考えたほうが良いと思います。それよりもっと以前に2才、3才から幼稚園、小学校のときに基礎的体力をつけていくかどうかが一番です。小さいときに体力をつけるのが親の役目であり、行政の責任であると思うので、それが非常に欠けていると思います。個人で行えるレベルを超えていると思いますので、ぜひ大磯町らしい環境のなかで教育をしていくことを謳えるようにしていただきたいと思います。

委員長) スポーツでいえば、先ほど総合運動公園の話が出ましたが、生涯学習、あるいは文化事業の企画なども絡めて、野村研修所跡地のような町の土地を有効に利用するようにぜひ企画して、何らかの形でやっていきたいと思っています。それから先ほど文化事業の有料の話が出ましたが、平塚、秦野でも有料がほとんどです。先日、秦野市に行ったときに文化会館の25周年の展示をやっている様子を見て、教育委員会の傘下で文化会館事業部のお仕事だと思いますが、いい企画でした。かなりの芸術家がきており、有料です。

平塚市でも文化財団でそれをやっています。大磯も郷土資料館など規模が小さいので、難しいと思いますが、今後、考えに入れたほうが良いと思います。

澤委員) 愛川町の教育委員会の方にお会いしたときにお聞きした話ですが、小学4年生のあるクラスが朝、自主的に親と一緒に校庭を走り、また学校外に出て走る。それを始めたのは、1人の子供が横浜市のマラソン大会があり、それに出るために練習してかなりの成績になるようになった。1年も続けていたら、それまでざわついていましたが、それ以降は子供が落ち着くようになってきました。3年生のなかでも見ていて自分もやりたいから入れてくださいと、それはとても素晴らしいことだと思います。学校の先生がやることでなく、そのことが重要だと思います。

飯田委員) 学校全体でそういう取り組みをしてほしいと思います。澤委員が学年でやっていると言いましたが、もしやるならば学校全体でやったらいいと思います。

委員長) 先ほど図書館の話がありましたが、大学から何か提携の話がきていますか。

町史担当参事) 確かにきています。今月中には、取り交わすようになっていきます。内容については、新聞等に出ていましたが、来るということで具体的にはわかりませんが、東海大学で図書館と提携し、大学のほうを開放するというので今月中に文書で取り交わす予定になっています。

委員長) 平塚、秦野、伊勢原、大磯、二宮の図書館と大学が連携し、大学図書館の開放などになるように聞いております。いいことだろうと思いますので、PRしていただきたいと思います。

教育長) それは、大磯の図書館のカードを持っていると大学の本が借りられるということですか。

委員長) そうなると思います。

町史担当参事) 3市2町でそのような形でやっていますので、そのなかに大学が入ってくるものです。

教育長) たとえば大学にある蔵書がどのようなものかというのはどうですか。

委員長) それは、ウェブ上で見られます。取り寄せもほぼ全世界的にできます。大学は、国会図書館と相互貸借ができますから大学を通じて借りられます。ただし、外から借りた本は、図書館内で見ることになります。

飯田委員) 大磯の入館カードを持っていれば、通用するということですか。

委員長) まだ、よくわかりません。あるいは大学で発行するかも知れません。要望があればいろいろと言ったほうが良いと思います。

町史担当参事) いずれにしても、今月中に来られて手続きをすることになっています。

原田委員) 先ほど渡辺議員の質問の5番目の家庭における本とのふれあい、ブックスタートの取り組みについて、2才からボランティアの方がそれぞれの家庭に訪問するということですか。

教育長) 2才児の歯科相談時に保護者が集まったときに司書が話をすることです。再質問、再々質問のなかで0才児からブックスタートの取り組みをしたい。平塚も実施している状況ですので、私たちの課題としては、2

才児だけでなく0才児からいかに読書を、実際には、母親が読み聞かせをするわけでそのへんのチャンスとかだれがそれを担っていくかを検討して、前向きにブックスタートをやらなければいけないと思っています。

原田委員) そのあたりは、昔から本を読んであげたり、昔話を聞かせてあげたりするのは、母親あるいは祖母がやってきたものです。ある時点を区切って皆様に確認というか自分たちがやっているのは、どういうことなのかという意味で、自分のやっていることを考えていただく点ではいいと思いますが、最初からそれをやるというのは、いかなものか。やはり家庭と教育と連携し合ってやっていかなければいけません、0才児からの出発点は、やはり母親からの出発ですからそういったことから、徐々に社会に入っていくことが必要だと思います。先ほどからの話を聞いていると、やはり子どもの自主性をいかに作っていくか。さらに周囲がそれを後押ししてあげられるかということに尽きてくるような気がしますでしょうか。

委員長) いろいろな入口があってもいいのではないのでしょうか。母親が読むのもあれば、ボランティアの方、先生が読むのもあって、特にだれがということでもないと思います。

原田委員) 小さいほど家庭の役割が大きいです。

教育長) ブックスタートは、基本的には母親が対象ですが、読む習慣をつけることの大切さを母親に理解してほしいと考えています。

教育次長) 私のほうから1ページの工事請負契約の締結についてですが、これは具体的には、大磯中学校の校舎耐震改修工事に伴います工事契約を締結してよろしいかという議会の承認事項でございます。具体的には、5月19日に約20社によって入札の結果、大磯中学校校舎耐震改修工事につきましては、1億8,900万円で株式会社紅梅組が落札しております。それを受けて、この業者と契約してよろしいかという議会の承認を6月1日に行いました。本来は契約の関係が主ですが、工事概要につきましては6人の議員の方々から質問がありました。その主な内容でございますが、耐震補強でなく建替えでいくべきではないかというご意見、質問がありまして、これについては既に耐震でいくと決定しているので、説明責任につきましては、既に果たしていると町長から答弁がありました。また、古い建物に耐震補強して建物はもつかというご質問、これについては、ご存知のように1号館が昭和35年、2号館が昭和40年の建築でございますが、実際には、耐震診断の結果、IS値につきましては、1号館0.32、2号館0.39ということで0.3を上回っている、実際には耐震補強でいいという国の基準がございます。また、通常の場合には低いIS値0.32を0.6まで引き上げればいいのですが、学校ということで大磯中学校の場合には、1.25倍したIS値0.75以上を目指すということでそれによって1号館は0.82、2号館は0.79に設計上は上がりますので、地震については、いきなり倒壊するということは震度6、7地域においても非常に確率は少ないと言えます。ただ耐震補強工事は決して建物

の延命措置ではありませんので、これに併せて内外装改修を行って建物の寿命を延ばすというような説明をしました。それから工程、工期の関係でございますが、工程につきましては、議会の承認後、初めて業者と契約が成立するものでございますので、現在、業者と詰めておまして、今後、地元の方、保護者の方へ説明会を開催するという内容でございますが、当日の答えとしては、夏休み中に2号館を完了して次に1号館をやりたいというような説明をいたしました。それから体育館の問題も質問がありました。これは考えていないことでなく、町長は方向性が決まれば補正でもやっていきたいという答弁、教育長からなるべく早い段階で耐震診断を行って、一刻も早く方向性を決めていきたいという答弁をさせていただきました。それからシックハウス対策で、これは保土ヶ谷高校が新聞等で取り上げられましたが、やはり建材、新建材、化学物など当然施行業者、設計監理業者も報道を知っていますから十分認識はしていますが、施行後にそういうことが起きてしまうということで、検討委員会からも何とか対策をとってほしいということでしたので、NPO法人シックハウスを考える会にお願いしていくという答弁をいたしました。また、教育長から単に設計監理業者に任せるのではなく、第三者の意見を取り入れる方法は、県下では初めての試みで不安はあるが、二重の安全を考えることは、必要だろうという保護者と教育委員会の共通の意見でもありますから、ぜひやりたいという答弁をいたしました。また建物の延命の関係ですが、鉄筋60年、木造30年と言われていますが、通常の場合ですと鉄筋の場合は、付帯する設備がだめになりますので、バブルのころは非常にいい時代でしたから全部壊すことができました。実際には、大磯中学校はコンクリートの中性化が進んでおりませんのでもちますが、現実には5年、10年もつという証明ができません。そこで現状では、定期的な修繕を積み重ね延命措置を図れば、かなりの年数はもつのではないかという答弁をいたしました。こういったやり取りを当日は、午後1時から3時半ごろまで行いまして、採決の結果、賛成多数で可決し承認されました。以上でございます。

学校教育課長) 陳情関係を説明させていただきます。2ページをご覧ください。5月11日水曜日に陳情第13号「個に応じた教育を実現するための学級規模の縮小・弾力化について」が提出されました。6月2日木曜日に福祉文教常任委員会を開催いたしまして、陳情の審議をしていただきました。陳情者は、平塚市浅間町12-41、教職中地区教職員組合執行委員長 岩田裕之氏です。当日は、中地区教職員組合の鈴木執行委員と白石執行委員が見えまして、補足説明のために出席され、福祉文教委員の方々の質問に答えていただきました。委員会の審議になりましても熱心な討議が行われ、「少人数授業と少人数学級の違い」、「いじめ・不登校・学級崩壊とはどういう状態か」、「家庭教育と学校教育はどうか」、また「学力と評価はどういう状態か」、「大磯町の子ども人口推移と学校施設の現状」など様々な内容に及びました。町長、教育長にも答弁していただきました。最終的に採決いたしました結果、採択2名、趣旨採択3名となり、趣旨採択となり

ました。以上でございます。

## 報告事項第2号 大磯町文化財専門委員の委嘱について

郷土資料館長) 報告事項の朗読をいたします。報告事項第2号大磯町文化財専門委員の委嘱について、平成17年6月30日の任期満了に伴い、次の者を委嘱しますので、報告いたします。敬称は略させていただきます。「高橋秀男 植物 神奈川県立生命の星・地球博物館名誉館長」、「稲葉和也 建築 東海大学講師」、「三浦勝男 歴史 鎌倉国宝館長」、「薄井和男 彫刻 神奈川県立歴史博物館専門学芸員」、「田尾誠敏 考古 東海大学文学部講師」、以上5名が再任になります。「山崎祐子 民俗 日本民俗学会評議員 学習院女子大学講師」で任期満了によるもので、平成17年7月1日から平成19年6月30日まででございます。以上でございます。

(質疑応答)

原田委員) 委員6名の方は、大磯町との関わりを教えてください。

郷土資料館長) 今、ご説明したように5名の方は、再任ということで大磯のことをよく熟知されており、今回、小川直之委員から山崎さんをお願いしたということですが、山崎さんにつきましては、大磯町史の執筆委員ということで大磯のことに携わっています。

原田委員) 在住されたことはないのですか。

郷土資料館長) 在住はありません。

原田委員) 大磯町をよく熟知していろいろと理解してくださっている方であると理解してよろしいですか。

郷土資料館長) はい。

## その他

教育次長) 次回の定例会の日程につきましてお知らせいたします。第4回につきましては、7月27日水曜日、時間9時30分、第5回につきましては、8月24日水曜日、時間9時30分、場所は、いずれも4階第1会議室で行う予定でございます。以上でございます。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 17 年 7 月 27 日

委 員 長 \_\_\_\_\_

委員長職務代理者 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_